

参 考 资 料

(事例票)

目 次

1	一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進	
	ア 参入要件等の見直し	
	◆ 仕様書で求めている内容の実施が他者では困難な例.....	1
	◆ 過去に数多くの受注実績を有することが応募の参加要件となっている例.....	2
	◆ 評価項目における実績に関する項目の配点比率が高く、かつ複数年度にわたって同一法人が受注している例.....	3
	イ 契約準備期間等の確保	
	◆ 開札日から履行開始日までの期間が十分に確保されていない例.....	4
	◆ 説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間をより長期間確保することが望ましいと考えられる例.....	5
	ウ 仕様書の記載内容の明確化	
	◆ 仕様書の記載内容が具体的でない例.....	6
2	競争性のない随意契約の適正化	
	ア 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し	
	◆ 測定技術の実用化に向けた検証試験やマニュアル化等の調査研究.....	7
	◆ 関係機関等による協議会等の設置・運営、施策の普及啓発等の事業.....	8
	◆ データ処理、技術開発等に係る研究開発.....	9
	イ 再委託先の指定の見直し	
	◆ 仕様書において再委託先として、特定の法人3者及び契約金額（約1,100万円）を指定している例.....	10
3	競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保	
	◆ 採点が不適切な例.....	11
	◆ 事業実施状況が思わしくないにもかかわらず、次年度も選定されている例.....	12
	◆ 選定条件を満たしていないのに選定されている例.....	13

仕様書で求めている内容の実施が他者では困難な例						
府省庁名	内閣府	支出先公益法人等名	(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター			
契約件名	科学技術基礎調査等委託 放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査 (平成21年度)					
契約の概要	契約等の方式	一般競争入札 (総合評価落札方式)	応札者数	1者	契約等金額	10,920千円
	契約の内容	当該委託契約は、原子力安全委員会が策定する放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関して、国際機関の安全規制動向調査等を実施することとしている。				
調査結果 (実態)	<p>○ 本事案は、放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する一般競争入札 (調査を総合評価落札方式) により発注されたものであり、調査対象とした平成21年度及び22年度のほか、20年度においても (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センターに委託している。</p> <p>○ 平成21年度委託事業に係る仕様書 (平成21年2月10日公告) では、入札者に求める要求事項等として、仕様書記載の調査目的・内容について全て提案することが必須となっている。</p> <p>○ 本仕様書で実施することが求められているもののうち、諸外国の安全規制動向調査については、平成20年度に実施した放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査 (以下「平成20年度委託事業」という。) においてスウェーデン及びフィンランド並びにフランスについて調査を実施していることから、これらの知見を踏まえた上で、これらの国々の進捗状況を把握することとされている。</p> <p>○ しかしながら、平成20年度委託事業の成果報告書は、本件に係る提案書提出締切日 (21年3月11日) より後の21年3月31日に提出されているため、提案書提出締切日時点で調査状況を把握することができるのは、平成20年度委託事業の受託者である (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センターのみである。そのため、同法人以外の事業者は、仕様書上求められている事項について実質的に提案することが難しいものとなっている。</p> <p>なお、平成22年度においては、同様の提案は求められていない。</p>					

過去に数多くの受注実績を有することが応募の参加要件となっている例						
府省庁名	外務省	支出先公益法人等名	(社) 国際交流サービス協会			
契約件名	21世紀パートナーシップ促進招へい事業 (平成21年度)					
契約の概要	契約等の方式	随意契約 (公募)	応札者	1者	契約等金額	225,509千円
	契約の内容	外国の政治、経済等各界において、一定の影響を有する者、又は、将来指導的立場に就くことが有力視されている者を日本に招へいし、日本政府及び民間関係者との接触、産業・伝統文化等の視察等を通じて、日本及び日本政策に対する正しい理解の増進を図ることによって「親日化、知日化」を促進し、将来の我が国外交の遂行を円滑にしようとするため、当該事業の接遇に係る業務一式 (航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート等) について、委嘱するものである。				
調査結果 (実態)	<p>○ 本業務の仕様書における応募資格は、政府招待の閣僚、議員等レベルの外国人賓客及び30名規模の団体に対して、航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート、アポイントメントの取り付け等の業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有し、かつ、そのうち1年の年間取扱案件数が80件以上の実績を有することとなっており、これらの実績を有した者しか、応募できないものとなっている。</p> <p>○ また、手配する通訳者及びエスコートについては、英語、仏語、中国語、韓国語、ロシア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及びアラビア語を常時登録し手配できることを求め、これ以外の言語についても迅速な手配が可能であることが求められている。</p> <p>さらに通訳者については、通訳を主たる業務としている者であって実務経験2年以上であり、継続的に業務を行っている上、英語の場合は、年間100回 (日) 程度以上、その他の言語は、継続的といえる相当回数、稼働している実績を有していることを条件としている。</p> <p>○ 本契約の応募資格として、年間80件以上の政府招待の閣僚、議員等の外国人賓客等の接遇業務を一元的に受託した実績を有すること等が条件となっているが、これは参入希望者を限定的に絞り込む内容であり、当該法人のみの一者応募の状況となっている。</p> <p>○ なお、平成22年度以降、随意契約 (公募) から一般競争入札に移行し、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有するといった条件を緩和し、複数者が応札している。</p>					

評価項目における実績に関する項目の配点比率が高く、かつ複数年度にわたって同一法人が受注している例						
府省庁名	経済産業省（資源エネルギー庁）	支出先公益法人等名	（財）省エネルギーセンター			
契約件名	①新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）等と我が国省エネ制度との比較分析調査）（平成21年度） ②新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査（平成22年度）					
契約の概要	契約等の方式	一般競争入札（総合評価落札方式）	応札者数	①1者 ②1者	契約等金額	①5,135千円 ②8,406千円
	契約の内容	本事業は、国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）について、日本の省エネルギー制度との整合性を図ることを目的として、国際会議での情報の収集及び発信、調査・分析等を実施するものである。				
調査結果（実態）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）により発注されたものであり、調査対象とした平成21年度及び22年度とも（財）省エネルギーセンターと契約を締結している。本事業に係る平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、提案書及び入札書を受け付け、技術点（配点200点）と価格点（配点100点）の総合評価によって落札者を決定するものである。 ○ このうち、技術点の配点項目をみると、平成21年度については技術点200点のうち100点（配分比率100分の50）が、22年度については技術点200点のうち75点（配分比率100分の37.5）が、類似事業の実績を有していた場合に点数が与えられることとなっている。 ○ 総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配分比率が平成21年度、22年度とも100分の30を超えており、これら業務を過去に実施したものが採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある。 					

開札日から履行開始日までの期間が十分に確保されていない例						
府省庁名	経済産業省（資源エネルギー庁）	支出先公益法人等名	（財）日本エネルギー経済研究所			
契約件名	石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）（平成23年度）					
契約の概要	契約等の方式	一般競争入札（総合評価落札方式）	応札者数	1者	契約等金額	13,724千円
	契約の内容	<p>①週次報告の業務 アジア地域及び日本市場における直近1週間の石油受給動向及び価格動向について情報収集・分析等を行う。</p> <p>②月次報告、四半期報告及び年次報告の業務 「アジアの石油製品需給及び価格動向調査」、「欧米及びアジアの主要石油会社の財産分析」及び「石油製品への課税状況に関する比較・検討」に関する調査を行う。</p>				
調査結果（実態）	<p>○ 本業務は、資源エネルギー庁が平成21年度、22年度及び23年度に一般競争入札（総合評価落札方式）により発注したものであり、平成21年度は3者応札、22年度は不落・不調による随意契約、23年度は1者応札で、いずれも（財）日本エネルギー経済研究所と契約を締結している。</p> <p>○ 平成23年度の仕様書をみると、年度当初から週次報告（金曜日報告）を行うこととされているが、当該契約の開札日は、23年3月31日（木）であり、4月1日（金）からの事業を実施するための準備期間は、0日となっている。当該業務を実施するためには、準備行為（データソースの確保、要員の手当等）が必要であるが、そのための期間は確保されておらず、履行実績がない前年度実施者以外の者が応札することが難しい状況となっている。</p> <p>なお、3者が応札した21年度は、開札日が21年3月19日（木）、事業開始日が21年4月1日（水）で、事業を実施するための準備期間は、14日間となっている。</p> <p>○ 本件について、経済産業省は、準備行為のための期間が確保されていない事務手続であっても、前年度実績のある当該財団法人が発注先であることから対応可能であるとしているが、開札日から役務等の履行開始日までの期間が0日となっており、新規参入希望者が必要な準備（データソースの確保、要員の手配等）を行うことは困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。</p>					

説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間をより長期間確保することが望ましいと考えられる例						
府省庁名	環境省	支出先公益法人等名	(財) 日本環境協会			
契約件名	環境保全型製品購入促進事業（平成22年度）					
契約の概要	契約等の方式	一般競争入札（総合評価落札方式）	応札者数	1者	契約等金額	27,300千円
	契約の内容	本事業は、地方公共団体におけるグリーン購入の取組の実態を把握するとともに、収集した取組事例のデータベースへの掲載、グリーン購入セミナーの開催等を実施するものである。				
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は、社会全般における環境保全型製品の購入を促進させることを目的として、地方公共団体におけるグリーン購入の取組の実態を把握するとともに、収集した取組事例のデータベースへの掲載、グリーン購入セミナーの開催等を実施。 ○ 本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）によるものであり、平成22年6月25日（金）に入札公告を行っているが、入札説明会開催日（平成22年7月12日（月））から企画提案書提出締切日（平成22年7月15日（木））までの期間が短期間（4日）となっており、企画提案書等を検討するための期間が十分確保されておらず、新規参入希望者の参加が困難となっているおそれがある。 ○ 新規参入希望者の参加を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。 					

仕様書の記載内容が具体的でない例						
府省庁名	環境省		支出先公益法人等名	(財) 日本環境衛生センター		
契約件名	①アジア地域におけるし尿処理システム等の改善に関する能力開発ワークショップ実施業務（平成21年度） ②し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務（平成22年度）					
契約の概要	契約等の方式	①一般競争入札 (最低価格落札方式) ②一般競争入札 (最低価格落札方式)	応札者数	1者	契約等金額	①11,655千円 ② 7,350千円
	契約の内容	本業務は、し尿処理システム等に関するアジア太平洋諸国ワークショップの開催、技術移転の効果的な手法に関する知見の整理、事業のフォローアップ等を行うもの。				
調査結果	<p>○ 本件は、し尿処理システム等に関するアジア太平洋諸国ワークショップの開催等の業務について、環境省が一般競争入札（最低価格落札方式）により発注したものであり、平成21年度及び22年度とも（財）日本環境衛生センターと契約している。</p> <p>○ 平成22年度の本業務の仕様書では、アジア太平洋諸国のうち10人程度（1か国1～2名程度）のし尿処理・汚水処理に関する担当部局の担当者によるワークショップを開催（1回6日間）することとされているが、1か国当たりの人数は特定されていない。 また、対象国は、アジア太平洋諸国等から8か国程度を選定することとされているが、インド、インドネシア、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びラオスの9か国が例示されており、特定されていない。</p> <p>○ さらに、対象国及び対象者の選定に当たっては、受託者に参加者リストを準備させた上で、最終的には、環境省担当者の指示のもとに対象者を決定するとされている。</p> <p>○ 上記のとおり、一般競争入札（最低価格落札方式）であるにもかかわらず、招へい国、対象者等の当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定の根拠となるものが明示されておらず、前年度事業実施者以外の者の参入が困難なものとなっている。</p>					

測定技術の実用化に向けた検証試験やマニュアル化等の調査研究						
府省庁名	環境省	支出先公益法人等名	(財) 日本環境衛生センター			
契約件名	ダイオキシン類性物検定法等簡易測定法実用化検証事業					
契約の概要	契約等の方式	随意契約（競争性なし）	応札者数	—	契約等金額	9,954千円
	契約の内容	本事業は、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の測定に関し、追加導入の検討を行ってきた簡易測定法について、平成20年度及び21年度の2か年で、実用化に向けた検証試験等を実施するとともに、測定方法のマニュアル化及び測定に必要な精度管理等を検討するものである。				
調査結果	<p>○ 事業開始年度である平成20年度の契約においては、企画競争により事業者を選定しているが、その際、20年度及び21年度の2カ年の事業実施に係る企画書の提出が求められている（契約は単年度）。</p> <p>○ また、平成20年度企画競争説明書において、予算額について、「業務の予算総額は、1,300万円以内とする。また、平成21年度業務に係る予算見込み額は1,300万円を予定している。」とし、契約の締結について、「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行うものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。」としている。</p> <p>○ 次年度（平成21年度）には、前年度と同一の法人と競争性のない随意契約を締結しているが、平成21年度の随意契約理由書では、2カ年度分の企画提案を求めた企画競争により選定された事業者であること、前年度の業務実施状況が良好と認められたことのみを随意契約を締結する理由としている。</p> <p>○ また、同理由書では、前年度業務が仕様書等に基づき適正に実施されたことを確認するために内部評価委員会を設置し、事業実施状況の評価を実施したとしているものの、当該評価の経緯や内容に係る資料は確認できなかった。</p> <p>○ 具体の事業内容等に照らし、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するか否か、また、引き続き当該法人と契約する必要があるか否かについて、十分検討されていないおそれがある。</p>					

関係機関等による協議会等の設置・運営、施策の普及啓発等の事業						
府省庁名	環境省	支出先公益法人等名	(財) 日本環境協会			
契約件名	①エコリフォーム普及促進事業委託業務（平成21年度） ②エコリフォーム普及促進事業委託業務（平成22年度）					
契約の概要	契約等の方式	①随意契約（競争性なし） ②随意契約（競争性なし）	応札者数	—	契約等金額	①69,990千円 ②69,990千円
	契約の内容	本業務は、地球温暖化対策地域協議会やリフォーム業界、部材メーカー、学識経験者などから構成される「エコリフォームコンソーシアム」の設置・運営、エコリフォームを誘導する普及啓発や家庭でできるエコリフォーム技術の発掘等を行うものである。				
調査結果	<p>○ 業務開始年度である平成20年度の契約においては、企画競争により事業者を選定しているが、その際、20年度から22年度までの3カ年の事業実施に係る企画書の提出が求められている（契約は、各年度とも単年度のもの）。</p> <p>○ 次年度以降（平成21年度及び22年度）には、前年度と同一の法人と競争性のない随意契約を締結しているが、平成21年度及び22年度の随契約理由書では、3カ年度分の企画提案を求めた企画競争により選定された事業者であること、前年度の業務実施状況が良好と認められたことのみを随契約を締結する理由としている。</p> <p>○ 具体の業務内容等に照らし、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するか否か、また、引き続き当該法人と契約する必要があるか否かについて、十分検討されていないおそれがあるため、競争性、透明性及び効率性が十分確保されているとは言い難い。</p>					

データ処理、技術開発等に係る研究開発						
府省庁名	経済産業省		支出先公益法人等名	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構		
契約件名	①空中発射システムの研究開発 (平成22年度) ②空中発射システムの研究開発 (平成23年度)					
契約の概要	契約等の方式	①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし)	応札者数	①— ②—	契約等金額	①150,000 千円 ②149,869 千円
	契約の内容	空中発射システムの研究開発については、小型衛星を従来よりも低コストで機動的に打ち上げる手段として検討が開始されている空中発射システムの確立に不可欠な基盤技術の確立に向けた研究開発を実施するもの。				
調査結果 (実態)	<p>○ 本事業は、事業初年度 (平成 21 年度) の企画競争時に、第三者である外部有識者による評価を経た後、(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構を受託者として選定しているが、経済産業省は、その後事業の継続性等を理由に、当該法人と競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>○ 平成 21 年度の事業費は 6,744 万 5,000 円であり、23 年度までの総事業費は、約 4 億円であるが、企画競争に当たっては、21 年度の仕様書において事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。</p> <p>○ また、事業の継続性や仕様書の公開によって知的財産権が侵害されるおそれがあることを理由に競争性のない随意契約を締結しているが、内容次第では研究開発であっても、次年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。</p>					

仕様書において再委託先として、特定の法人3者及び契約金額（約1,100万円）を指定している例																		
府省庁名	環境省		支出先公益法人等名	(財) 日本環境衛生センター														
契約件名	①酸性雨モニタリング推進業務（平成21年度） ②酸性雨モニタリング推進業務（平成22年度） ③酸性雨モニタリング推進業務（平成23年度）																	
契約の概要	契約等の方式	①随意契約（競争性なし） ②随意契約（競争性なし） ③随意契約（競争性なし）	応札者数	—	契約等金額	①67,000千円（変更66,890千円） ②69,000千円 ③69,500千円												
	契約の内容	本業務は、国内酸性雨測定所等における精度保証・精度管理調査及び運営支援・モニタリングの実施、モニタリング方法改善の検討、国内データ収集・解析・評価・検証業務、国内酸性雨モニタリング支援業務、越境大気汚染・酸性雨の評価を実施するものである。																
調査結果（実態）	<p>○ 環境省が提示した仕様書では、上記業務のうち国設小笠原酸性雨測定所・設置機器の保守管理及び試料の採取、伊自良湖水域調査業務（流入河川や土壌への酸性雨の影響の発現が疑われる岐阜県伊自良湖集水域において、2週間ごとに林外雨及び河川水を採取、河川増水時に2日間程度の集中観測を実施。）及び伊自良湖水域調査業務で採取した林外雨等の分析業務については、以下のとおり、再委託先、再委託契約金額をあらかじめ指定したものとなっている。</p> <p>再委託先及びその契約金額等（仕様書の抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>再委託の業務内容</td> <td>国設小笠原酸性雨測定所・設置機器の保守管理及び試料の採取</td> <td>伊自良湖水域調査業務</td> <td>伊自良湖水域調査業務で採取した林外雨等の分析業務</td> </tr> <tr> <td>再委託先</td> <td>(株)F社</td> <td>(財)岐阜県公衆衛生検査センター</td> <td>(財)上越環境科学センター</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額</td> <td>6,888,000円</td> <td>2,021,250円</td> <td>2週間ごとに採取した試料の分析 1,260,000円 河川増水時に採取した試料の分析 577,500円</td> </tr> </table> <p>(注) 平成21年度仕様書に基づき、当省が作成した。</p> <p>○ 本契約全体では、随意契約理由書において、「条約等の国際的取決めにより、契約の相手が一に定められているもの」として、競争性のない随意契約を行っているが、再委託部分については、理由が明確にされておらず、また、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものとなっている。</p> <p>○ あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間において競争性のない随意契約を締結することに相当し、再委託業務について競争性、透明性等が確保されていない。</p>						再委託の業務内容	国設小笠原酸性雨測定所・設置機器の保守管理及び試料の採取	伊自良湖水域調査業務	伊自良湖水域調査業務で採取した林外雨等の分析業務	再委託先	(株)F社	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	(財)上越環境科学センター	契約予定金額	6,888,000円	2,021,250円	2週間ごとに採取した試料の分析 1,260,000円 河川増水時に採取した試料の分析 577,500円
再委託の業務内容	国設小笠原酸性雨測定所・設置機器の保守管理及び試料の採取	伊自良湖水域調査業務	伊自良湖水域調査業務で採取した林外雨等の分析業務															
再委託先	(株)F社	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	(財)上越環境科学センター															
契約予定金額	6,888,000円	2,021,250円	2週間ごとに採取した試料の分析 1,260,000円 河川増水時に採取した試料の分析 577,500円															

採点が不適切な例																														
府省庁名	外務省	支出先公益法人等名	(財) 国際開発高等教育機構																											
契約件名	「平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査」業務委嘱（平成21年度）																													
契約の概要	契約等の方式	随意契約（企画競争）	応札者数	3者	契約等金額	2,943千円																								
	契約の内容	本事業は、平和維持・構築分野における国連諸機関の活動についての評価・分析を委託し、現地（スーダン）における連携と調整について現地調査も行った結果を含め、報告書を作成し、今後の我が国国連外交の実施に際しての具体的方策の提言について、取りまとめを行うものである。																												
調査結果（実態）	<p>○ 本契約については、(財) 国際開発高等教育機構のほか、A社、B社の合計3者が企画提案を行い、同機構が352点、A社が361点と、A社の方が9点差で高評価であった。</p> <p>【採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価者1</th> <th>評価者2</th> <th>評価者3</th> <th>評価者4</th> <th>評価者5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(財) 国際開発高等教育機構</td> <td>72点</td> <td>70点</td> <td>82点</td> <td>68点</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>A社</td> <td>70点</td> <td>82点</td> <td>82点</td> <td>43点</td> <td>84点</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>56点</td> <td>44点</td> <td>44点</td> <td>64点</td> <td>40点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 当該契約の仕様書では、「第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」とされており、(財) 国際開発高等教育機構とA社の得点差が5%であったことから、見積価格がわずかに低かった(財) 国際開発高等教育機構が逆転し、選定されることとなった。</p> <p>○ 採点結果を見ると、A社に対し、評価者5人のうち4名が70点以上の高得点（100点満点中70点、82点、82点、84点）を付しているのに対し、残りの1名が43点と極端に低い点数を付しており、この結果1位であったA社の合計得点が下がり、2位の(財) 国際開発高等教育機構の合計得点差が5%以内となったことから、審査における公平性・公正性の確保が十分図られていないおそれがある。</p> <p>○ なお、平成22年度に企画競争の実施の手引きが改定され、事業者選定にあたっては、各評価項目の最高点及び最低点を除いた残りの得点を合計して評価点を算出することとしている。</p>							評価者1	評価者2	評価者3	評価者4	評価者5	(財) 国際開発高等教育機構	72点	70点	82点	68点	60点	A社	70点	82点	82点	43点	84点	B社	56点	44点	44点	64点	40点
	評価者1	評価者2	評価者3	評価者4	評価者5																									
(財) 国際開発高等教育機構	72点	70点	82点	68点	60点																									
A社	70点	82点	82点	43点	84点																									
B社	56点	44点	44点	64点	40点																									

事業実施状況が思わしくないにもかかわらず、次年度も選定されている例

府省庁名	厚生労働省	支出先公益法人等名	(財)放射線影響研究所			
契約件名	①原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成21年度） ②原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成22年度） ③原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成23年度）					
契約の概要	契約等の方式	①随意契約（公募） ②随意契約（公募） ③随意契約（公募）	応札者数	①1者 ②1者 ③1者	契約等金額	①5,827千円 ②4,662千円 ③3,730千円
	契約の内容	i) 放射線被曝医療に関する専門家の派遣、ii) 被曝医療に係わる研修生（研修医）の受け入れ、iii) 被曝医療に関する国際シンポジウムの開催を通じて、海外の放射線被曝医療に対する協力を行うとともに、iv) 海外の被曝者の生活様式・環境の違いによる影響についての調査研究を行うものである。				
調査結果（実態）	<p>○ 当該委託事業では、実施要領において、i) 放射線被曝医療に関する専門家の派遣、ii) 被曝医療に係わる研修生（研修医）の受け入れ、iii) 被曝医療に関する国際シンポジウムの開催、iv) 海外の被曝者の生活様式・環境の違いによる影響についての調査研究の4つの事業全てを実施することとされている。</p> <p>○ 事業終了後に厚生労働省に提出された平成21年度の事業実績報告書では、iv) の業務について、北米在住の被曝者に対しアンケート調査（配布、回収）を実施し、また、2名の専門家を北米（米国・シアトル、カナダ・バンクーバー）に派遣したとされているが、履行期限までにアンケート調査結果の取りまとめを終えていない。さらに、22年度の事業計画では、アメリカにおいて、被曝者の生活様式・環境の違いによる影響に関する情報収集を行うとしているが、事業実績報告において、この部分に関する活動報告の実績が確認できないにもかかわらず、厚生労働省は次年度も同法人を選定している。</p>					

選定条件を満たしていないのに次年度も選定されている例						
府省庁名	経済産業省（特許庁）		支出先公益法人等名	（社）発明協会		
契約件名	①外国産業財産権制度支援事業（平成21年度） ②外国産業財産権制度支援事業（平成22年度） ③産業財産権人材育成協力事業（平成23年度）					
契約の概要	契約等の方式	①随意契約（企画競争） ②随意契約（企画競争） ③随意契約（企画競争）	応札者数	① 1者 ② 1者 ③ 1者	契約等金額	①545,145千円 ②513,242千円 ③365,132千円
	契約の内容	本事業は、日系企業の活動が活発であるアジア太平洋地域を中心とした発展途上国の知的財産権庁及び取締機関の職員の能力向上のため、日本国内での研修、研修教材の作成、研修終了後のフォローアップ等を実施するものである。				
調査結果（実態）	<p>○ 本事業では、i) 日系企業の活動が活発であるアジア太平洋地域を中心とした発展途上国（特に模造品被害が著しく、安定した権利付与と執行が不可欠な国々）の知的財産権庁及び取締機関の職員の能力向上のため、日本国内での研修、研修教材の作成、研修終了後のフォローアップ等を実施する「産業財産権人材育成協力事業」と、ii) 諸外国の産業財産権制度・侵害対策への理解普及活動を促進するため、中小・ベンチャー企業等を対象とした相談業務、相談会、説明会等を実施・開催する「産業財産権侵害対策事業」を実施しており、調査した過去3年間（平成21年度から23年度まで）とも、（社）発明協会以外の応募者がなく、連続して受託している。</p> <p>○ 本契約の仕様書では、産業権人材育成協力事業を実施するに当たって求められる委託先選定基準として、「特許庁から公共交通機関を利用して30分以内に移動することが可能な場所に「研修室」、「外国相談室」及び「資料室」を設置することができる」としている。</p> <p>○ しかし、（社）発明協会から一部の研修業務の再委託がなされている（財）海外技術者研修協会（経済産業省所管。常勤理事に国家公務員出身者あり）は、特許庁から移動に1時間程度必要な場所であり、受託条件を満たしていない場所で研修を実施している。また、特許庁は、過去3年度（平成21年度から23年度）において、再委託先の当該法人が同じ場所で研修の一部を実施していたにもかかわらず、上記受託条件を変更せず、連続で同法人を選定している。</p>					